

第1回 筑前町農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成31年4月10日(水) 15時から16時45分

2. 開催場所 コスモスプラザ2階 視聴覚室

3. 出席委員 (19名)

井上 治康	会長	山口 弘行	委員
北原 康德	会長代理	柿原 栄司	委員
税田 悟	委員	焼山 穂積	委員
内藤 茂正	委員	平山 文雄	委員
川波 康利	委員	平田 豊美	委員
田邊 直美	委員	神本 明彦	委員
山田 善悟	委員	倉掛 喜人	委員
柳 幸敏	委員	前田 政實	委員
段浦 眞由美	委員	矢野 榮	委員
熊本 福實	委員		

4. 付議事項

議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 経営主変更承認届について

議案第1号 平成31年4月期農用地利用集積計画の審議について

議案第2号 農地改良行為届について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会処分)

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(県知事処分)

5. その他

6. 議事録署名人に指名された委員の氏名

柳 幸敏 委員、 段浦 眞由美 委員

7. 事務局出席者

事務局長 近藤 亮太、 係長 谷口 謙司、 徳永 理恵

(会議経過)

発言者	議題・発言内容・決定事項
事務局	<p>ただ今から、平成31年度第1回筑前町農業委員会総会をはじめさせていただきます。本日の総会に、現在の出席数は定員19名中全員ですので総会は成立しております。それでは、農業委員憲章を全員で読みあげたいと思いますので、ご起立の程よろしく申し上げます。</p> <p>(全員で農業委員憲章を読む)</p>
事務局	<p>ご着席をお願いします。 次第2、会長あいさつでございます。会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 続きまして、次第3 議事録署名人の指名です。会長よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>議事録署名人の指名をいたします。7番 柳委員と8番 段浦委員にお願いします。</p>
事務局	<p>よろしく申し上げます。それでは次第4 付議事項に移りますが、ここからは会長が議長として議事を進めていただきますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、付議事項にはいります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書1ページをお開きください。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定により、通知があったのでここに報告する。貸借の終了18条通知。本日付、会長名でございます。</p> <p>(報告第1号 番号1～番号7を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご報告申しあげます。</p>
議 長	<p>報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明が終わりました。これから質疑に入りますが、質問をされるかたは挙手のうえ委員席番号と氏名を述べて発言をお願いします。 それでは、報告第1号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第1号は承認されたものとして次にまいります。 報告第2号 経営主変更承認届について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。 報告第2号 経営主変更承認届について、上記について次のとおり報告する。本日付、会長名でございます。理由、経営主変更承認届が提出されたので報告する。</p>
事務局	<p>(報告第2号 番号1～番号3を読みあげる)</p>

議 長	<p>以上ご報告申しあげます。</p> <p>報告第2号 経営主変更承認届について、事務局の説明が終わりました。それでは、報告第2号について何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、報告第2号は承認されたものとして次にまいります。</p> <p>議案第1号 平成31年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第1号 平成31年4月期農用地利用集積計画の審議について、上記について次のとおり審議を求める。本日付け、会長名でございます。</p> <p>(議案第1号を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第1号 平成31年4月期農用地利用集積計画の審議について、事務局の説明が終わりました。</p> <p>それでは、何か質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので採決に移ります。</p> <p>議案第1号に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第1号は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。</p> <p>議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書8ページをお開きください。</p> <p>議案第2号 農地改良行為届について 上記について、次のとおり提出する。本日付 会長名でございます。理由 農地改良行為届が提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号1について、事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。</p>
6 番	<p>以前は梨畑がありましたが、経営されていた方が亡くなられて、管理することが出来なくなり、木はすべて切ってあります。そこを、1m程地上げしてキウイを作るという事で、届出なしでいきなり埋めてあったので、こちらから、話をして作業を中断させています。許可が出れば作業を再開します。排水については、古墳側にある田んぼの方に溝を作るとの事です。よろしくをお願いします。</p>

議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号1に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第2号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p>
事務局	<p>以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第2号 農地改良行為届についての番号2について、事務局の説明が終わりました。 担当委員から説明をお願いします。</p>
7 番	<p>申請地のところを1m位地上げして、川沿いのところは、少し段差をつけて引いたかんじで盛土するとのことでした。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、事務局の説明、担当委員から説明が終わりました。 ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第2号の番号2に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第2号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書9ページをお開きください。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 3条農業委員会許可分 本日付会長名でございます。理由 農地法第3条の規定による許可申請書が農地法施行令第3条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p> <p>(番号1を読みあげる)</p>
事務局	<p>場所につきましては、別紙の配置図7ページをご覧ください。 次に審査基準につきましては、10ページの調査書 番号1をご覧ください。 以上ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。それでは、質問はありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なし)</p> <p>質問がないようですので、採決に移ります。 議案第3号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>(全員賛成)</p> <p>議案第3号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書11ページをお開きください。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 5条知事許可分 本日付会長名でございます。 理由 農地法第5条第1項の規定による許可申請書が農地法施行令第15条第1項の規定により提出されたので、審議を求める。</p>
事務局	<p>(番号1を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在、アパート住まいですが、現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積85.51㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、周囲を農地以外の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模な区域内にある農地であることから第2種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。 以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての番号1について、事務局の説明が終わりました。 現況調査を行った結果について担当委員からご報告をお願いします。</p>
11番	<p>申請土地の両脇には住宅が建っています。東の方に小さい農道がありますが、西の方に道が通っています。上下水道は西側の道にあります。畑ですので用水路はありません。雨水も西側の道路の方に落とすよう設計されていますので問題はないと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>担当委員から説明があったとおりで、何も問題はありません。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、質問はありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なし)</p> <p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号1に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第4号の番号1は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号2について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号2を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は現在の住居では手狭であることから、申請地を購入して住宅を建築するための転用申請です。建物としましては、木造2階建て、建築面積97.71㎡の住宅を建設される計画となっています。尚、他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、おおむね500m以内にならずな保育園となかしま小児科内科医院があり、北側には、上水道管と下水道管を埋設した幅員4m以上の道路に接している農地であることから、農地の区分は第3種農地と判断します。一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
<p>議 長</p> <p>6 番</p>	<p>議案第4号の番号2について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p> <p>この申請地は、前回申請のあった土地のとなりになります。この一画を転用して住宅にする計画になっているところの一つです。前は、両筑の配管工事があったのですが、その工事も終わっています。雨水は側溝を使って道路の方に流すようになっています。上下水道も通っていますので問題はないかと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>会長代理</p>	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p> <p>何も問題はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号2に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第4号の番号2は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号3について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>(番号3を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 申請人は、申請地の北側に隣接する東小田〇〇番〇ほか5筆、合計10,063㎡を仮設ハウス置場として使用しておりますが、需要増加に伴い面積が不足しているため、申請地を資材置場として整備するための転用申請です。他の法令の許可申請はありません。 次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地は、南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内につながる農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可であります。既存の施設の拡張の為に、既存施設の面積10,063㎡の2分の1を超えない範囲の拡張であることから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。</p>

	<p>一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
6 番	<p>この申請地は、産業道路に面しており、除外申請が通っての転用申請です。隣の土地との間に農道がありますが、奥の方に畑があるのでそのまま残しますとのこと。</p>
議 長	<p>会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。</p>
会長代理	<p>何も問題はないと思います。</p>
議 長	<p>それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号3に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員賛成)</p>
議 長	<p>議案第4号の番号3は全員賛成にて可決をいたします。次にまいります。 議案第4号の番号4について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(番号4を読みあげる)</p> <p>引き続き補足事項につきまして、説明いたします。 譲受人は久留米市に住所のある土木業者で太陽光発電事業も営んでいます。申請地 4筆7, 378㎡に一体利用する宅地と山林の6筆8, 695㎡を合わせた16, 073㎡に太陽光発電設備を設置し、売電収入を得る為の転用申請となっています。 太陽光パネルの概要としましては、3, 120枚のパネルにより1, 000kW電力が見込まれています。尚、他の法令の許可申請はありません。次に転用許可基準ですが、立地基準につきましては、申請地のうち655番2の4, 262㎡については周囲を農地以外の地目の土地に囲まれ、周辺農地との集団性はなく、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小規模の区域内にある生産性の低い農地であるため、農地の区分は第2種農地と判断します。また、申請地のうち654番、655番1、1079番の3, 116㎡については南側に農地の広がりがあり、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、農地の区分は第1種農地と判断します。 第1種農地は原則不許可であります。事業の総面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないことから、第1種農地の不許可の例外規定に該当すると考えます。 一般基準につきましては、申請の目的、実現の確実性、周辺農地への営農条件の支障については、申請の添付書類にて確認しております。以上、ご提案申しあげます。</p>
議 長	<p>議案第4号の番号4について、事務局の説明が終わりました。 現地調査を行った結果について担当委員から報告をお願いします。</p>
15番	<p>申請地のうちの1筆の細長い所は、工事の後は現況に戻すと聞いています。申請地の上で、現況が山林で宅地のところがありますが、それを合わせての面積になっております。パネル設置の場所については、砂利を敷き詰めて、基礎固めをした上に設置するとのこと。雨</p>

	水関係は溜柵を2か所つくり中に集めて、農業用の排水に流すようになっています。工事については、12月までに完成させる予定とのことですが、進入道路が傷んだ場合は、復旧をするとのことでした。配電用の電柱が5～6箇所建つようですが、耕作者の了解はえていると聞いております。よろしくをお願いします。
議長	会長代理から補足説明がありましたら、お願いします。
会長代理	担当委員から説明があった通りで、問題はないと思います。
議長	それでは、事務局説明、現地調査報告等について、ご質問はありませんか。
	(質問なし)
18番	高さはあげられるんですか。
事務局	盛土、切土をされるようで、現状と大きく変わらないように2段さになっています。
6番	現状は、雨水はため池に流れていないのですか。
15番	多少流れていますが、地元区の要望でため池には流さないで欲しいということで、配管を作る予定です。
6番	大雨の時とか大丈夫ですか。
15番	流量を計算して配管するので、大丈夫だと聞いています。
議長	他に質問はありませんか。
議長	ないようですので、採決に移ります。 議案第4号の番号4に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員賛成)
議長	議案第4号の番号4は全員賛成にて可決をいたします。 以上をもちまして、本日の報告事項並びに議案の審議はすべて終了致しました。 続きまして、次第5、次第6、次第7、順に事務局より説明及び進行をしてください。
事務局	次第5 その他
事務局	次第6 今後の日程について
事務局	次第7 閉会、閉会のことばを会長代理の代理よりお願いします。
会長代理	これもちまして、第1回筑前町農業委員会総会を閉会いたします。